

# 資料5：協同組合の基本法案の争点に関連する連帯会議 の9大要求事項

## 1. 法案の名称は「協同組合基本法」

- 農協法、信協法、生協法など、既存の8つの協同組合法は、各々の協同組合を個別に規律しており、一般的に適用可能な設立手続きを定めていない。一方、協同組合基本法は、従来の8つの協同組合を除いて、すべての協同組合の設立と活性化を目的としている
- また、既存の協同組合の主務省庁は、7カ所に分かれていて主務省庁間業務総括が事実上不可能だったが、協同組合基本法には、協同組合政策の統一的な遂行のために、主務省庁を定め、関係行政機関と協議することになっている
- 以上を総合的に考慮したとき、本法案の名称は「協同組合基本法」とするのが最も望ましい

## 2. 協同組合法人格は、「非営利法人」が基本

- 孫鶴圭法案は、協同組合の法人格を商法上の有限責任会社と定めている。しかし、協同組合は、基本的に非営利的性格を持っているので、協同組合の法人格を営利会社の一つである有限責任会社として定めることは妥当ではない
- 政府側予想案は協同組合を法人（申告主義）と見て、そのうち、保健医療などの公益的性格の強い協同組合は、企画財政部長官の認可を介して非営利法人（認可主義）と認定するという2層構造を堅持している
  - 非営利法人である協同組合は、剰余金の30%以上を法定積立金として留保する必要があるが、配当は、全くできないこと。代わりに、利益の50%まで税金減免の恩恵を付与する予定である
  - 一方、法人である協同組合は、剰余金の10%以上を法定積立金として留保する必要があるが、利用配当は、配当額の50%以上、出資配当は出資額の10%以下に制限している。代わりに、中小企業に準じて利益の30%まで税金減免の恩恵を付与する予定である
- 政府側予想案は公益性が強い協同組合を非営利法人に区分して、より多くの税制優遇を与えようとするという点では肯定的だが、協同組合の非営利性を過度に縮小することになる結果を招く致命的な問題を惹起する
- これに対し、連帯会議はすべての協同組合を非営利法人（申告主義）と見て、その中で公共的性格の強い協同組合は、主務官庁の認可を通じて「社会的協同組合」（認可主義）と認定する2層構造を代案として提案する
  - 協同組合を非営利法人として明示することは、協同組合の本質と言えるし、認可では

なく、申告のみでの設立を可能にすることは、協同組合の設立自由の原則に符合する。この場合、既存の認可による非営利法人と税制優遇の衡平性に問題が提起されれば、税制優遇を果敢に放棄することもある

- 申告のみで設立できる非営利法人協同組合の場合、剰余金の30%以上を法定積立金として留保し、利用配当は配当額の50%以上、出資配当は出資額の10%以下に制限することが妥当である
- 一方、「社会的協同組合」の場合は、より厳格な規定を適用して、剰余金の50%以上を法定積立金として留保し、配当は全くなくするものとする。代わりに利益の50%まで税金減免することにより、税制上の優遇を与えることは必要である

### 3. 出資金・組合費の総額を限度として信用事業及び共済事業許容

- 孫鶴圭法案第35条を見ると、出資金、会員数などにおいて、大統領令で定める基準を満たす協同組合は、共済事業を行うことを許容している。この場合、共済規程を定め、企画財政部長官の認可を受けなければならない
- 現在、共済協同組合は、低所得層の自立・自活のために既に活性化されており、最近ではハンギョレトウレ共済組合などの伝統的な相補契形式をもった共済協同組合が新たに現れている
- 金融委員会も組合員を対象と限定して出資金の限度内で共済事業を行うことは何の問題にもならないという立場である。これにより、協同組合基本法で協同組合が信用事業及び共済事業を行うことを許容する規定が必ず盛り込まれることを希望する

### 4. 監督罰則規定の最小化

- 孫鶴圭法案は、第52条と第53条で、協同組合に対する政府の監督処罰規定を子細に盛り込んでいる。しかし、協同組合は基本的に自助・自立の価値を具現する組織として、政府の監督処罰規定が強化されることは望ましくない。政府側もこのような問題意識に共感して、孫鶴圭法案よりは相当に緩和された形態に監督の処罰規定が縮小されると言っている。
- 現在、政府側予想案が確定されていない状況で、監督処罰規定に対して具体的に提案を申し上げる大変な状況にある。しかし、協同組合の自助・自立の原則に立脚して、政府の監督処罰規定は、最小化されなければならないという立場を堅持し、法案を準備してくれることを要請する

### 5. 協同組合名称の使用禁止規定の削除

- 協同組合がより活性化するためには、民間の自発的運動を通じて、下から絶えず多様な形態の協同組合運動が実験されなければならない。また、設立登記をするのか、どうかに対する選択は全て個別協同組合の役割だとするものである

- このため、設立登記を完了した協同組合にのみ、「協同組合」の名称の使用を可能にするということは、民間の自発性を大きく萎縮させる結果を招く可能性がある。協同組合の名称を悪用しようという憂慮が提起されており、これは民間次元での自浄能力を発揮して、一定程度の制御が可能であると判断される
- 「協同組合」という名称の使用を自由にするのかしないのかに依じて、長所短所がある。協同組合陣営は、名称の使用を禁止することで得る「得」よりも、民間の自発性を萎縮させる「失」がより大きいと判断し、協同組合の名称の使用禁止条項を削除するよう要請する

## 6. 公職選挙関与禁止規定の削除

- 政府側予想案には、協同組合が公職選挙で特定政党を支持すること、また、特定の人を当選させる若しくは当選させないようにしてはならないという規定を入れるとみられる
- 所謂公職選挙関与禁止規定は不必要なことである。なぜなら、基本的には協同組合は、結社の自由と表現の自由が保障されなければならないからである。ただし、これらの権利を制限する必要があるときは、本法律ではなく、選挙法により規律を受けることに属することである
- 公職選挙関与禁止規定が、選挙法に存在するのに本法律にも存在すると、不必要な重複の問題が発生し、選挙法に存在しないのに本法律に存在すると、過剰禁止の問題が発生する。結論的に、本法律では、公職選挙関与禁止規定が不必要と主張する

## 7. 役職員兼職禁止規定の削除

- 孫鶴圭法案第30条3項によると、役員は、協同組合の職員を兼ねることができないよう規定している。しかし、協同組合の設立最少人員が3人（又は5人）だから、役職員兼職を禁止するようになれば、現実的な運用で問題が発生する
- 一方、役職員兼職が現実的には問題を発生させず、最近の趨勢を見ても、協同組合の役職員兼職は自然な現象である。特に、公益協同組合の場合は、多様な利害関係者が協同組合の意思決定に参加できるようにするため、役職員兼職は必須とも言えるものである
- これに伴い、役職員兼職禁止規定は、当然に削除されなければならない

## 8. 法人転換時に同一法人とみなす経過規定

- 連帯会議の法案は、本法律の施行後1年までの協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者又は法人がこの法律による協同組合に転換した場合、同一法人とみなす協同組合転換経過規定を置く
- 協同組合基本法がない状況で、協同組合方式で事業を営んできた事業者又は法人に業力を承継できる規定がないと、協同組合に転換しようとする誘因が非常に弱くなる
- 現在、孫鶴圭法案には、この規定が含まれていないが、政府側予想案には、経過規定が含まれると見ている。このため、協同組合基本法には必ず法人転換時に同一法人とみなす経

過規定を入れることを要請する

## 9. 協同組合の営利法人転換不可

○株式会社など、既存の営利会社等が協同組合に転換することは非常に望ましいことであり、勸奨に値することである。しかし、協同組合が株式会社等の営利会社に転換することは、いたって慎重である必要がある。なぜなら、協同組合は基本的に非営利法人であり、したがって、その資産は、組合員個々人の所有ではなく、社会的所有として見なければならぬという訳である

○これにより、合併、分割、売却などどんな方法を使用しても、協同組合から営利法人へ転換することは不可能であるとの規定を入れる必要がある

岡安仮訳